

東京大学大学院総合文化研究科 広域科学専攻 関連基礎科学系 助教公募

1.	職名及び人数	助教 1 名
2.	契約期間	令和 7 年 4 月 1 日(予定) ～ 令和 11 年 3 月 31 日
3.	更新の有無	更新する場合があります。ただし、更新は 2 回限りとし、更新の場合の任期は 1 回目が 3 年、2 回目は 2 年とする。更新は、業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4.	試用期間	採用された日から 14 日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場 3-8-1 駒場 1 キャンパス） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。）
6.	所属	大学院総合文化研究科 広域科学専攻 関連基礎科学系
7.	業務内容	(1) 大学院（広域科学専攻 関連基礎科学系）における教育・研究指導 (2) 教養学部後期課程（統合自然科学科）の学生実験の指導 (3) 教養学部前期課程（1, 2 年生）の学生実験の指導 (4) 内田さやか教授と共同で無機化学に関する研究を実施 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。）
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	・学歴、職歴経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考：博士修了/34 万円～・賞与（年 2 回）、通勤手当（原則 55,000 円／月まで）の他、本学の定めるところによる
12.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	(1) 博士号取得者（学位取得見込み者も含む） (2) 国籍は問わないが、学生実験を日本語で担当できるレベルの日本語能力を有すること (3) 広い意味での無機化学分野の研究に関して経験を有すること
14.	提出書類	(1) 東京大学統一履歴書（様式については以下の URL からダウンロードし作成すること） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ※記入要領については上記 URL によらずに以下を参照のこと https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf (2) 業績リスト（論文、学会発表、競争的資金受給、受賞等を含む） (3) 主要論文 3 編以内 (4) 研究業績概要（日本語または英語で、A4 用紙 2～3 ページ程度） (5) 着任後の研究計画および教育に対する抱負（日本語または英語で、A4 用紙 2 ページ以内） (6) 意見照会可能な方 2 名の氏名と連絡先
15.	提出方法	応募者は、以下の URL に必要な情報を記入した上で、上記書類の電子ファイルを 1 つの PDF ファイルとしてアップロードしてください。なお、PDF ファイルのファイル名は「氏名_助教人事応募書類.pdf」としてください。

		https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSez9n_DZzVUf6Qb4nJ27hSp-Sa2lLWuX_RKvV5LfKxbjj3-QA/viewform
16.	応募締切	令和6年10月15日（火）（必着）書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。面接の際の旅費は支給いたしません。
17.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 大学院総合文化研究科広域科学専攻 教授 内田さやか e-mail: csayaka@g.ecc.u-tokyo.ac.jp
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置 の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
20.	その他	(1) 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 (2) 東京大学男女共同参画加速のための宣言に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 (3) 産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：産前・産後休暇及び育児休業による中断期間分を雇用延長することがある（東京大学における教員の任期に関する規則第3条による。詳細は応相談） (4) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。